

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月25日
【四半期会計期間】	第112期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社愛知銀行
【英訳名】	The Aichi Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 伊藤 行記
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄三丁目14番12号
【電話番号】	052(251)3211(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 伊藤 謙二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号 株式会社愛知銀行 東京支店
【電話番号】	03(3662)3680(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長 杉江 和宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社愛知銀行 岐阜支店 (岐阜市神田町九丁目27番地)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度 中間連結 会計期間	2019年度 中間連結 会計期間	2020年度 中間連結 会計期間	2018年度	2019年度
		(自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	24,461	27,241	26,889	49,893	52,895
連結経常利益	百万円	3,493	2,696	3,067	7,086	4,138
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,372	1,857	2,193		
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円				4,682	2,930
連結中間包括利益	百万円	3,936	254	15,800		
連結包括利益	百万円				5,308	19,030
連結純資産額	百万円	239,525	229,127	224,633	229,790	209,350
連結総資産額	百万円	3,217,385	3,183,516	3,598,007	3,142,287	3,246,230
1株当たり純資産額	円	21,688.80	20,891.71	20,467.87	20,777.69	19,055.59
1株当たり中間純利益	円	218.81	172.12	204.01		
1株当たり当期純利益	円				431.85	272.08
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	217.71	171.23	202.81		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円				429.80	270.64
自己資本比率	%	7.3	7.1	6.1	7.2	6.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	68,671	10,091	44,135	828	128,698
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	25,394	6,809	18,262	25,857	79,123
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	494	957	551	959	1,504
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	202,985	188,254	196,696	185,930	134,849
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,638 [605]	1,591 [577]	1,548 [568]	1,582 [596]	1,537 [573]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、（(中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分）を（(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第110期中	第111期中	第112期中	第110期	第111期
決算年月		2018年 9 月	2019年 9 月	2020年 9 月	2019年 3 月	2020年 3 月
経常収益	百万円	20,580	22,988	22,496	42,058	44,339
経常利益	百万円	3,326	2,538	2,823	6,672	3,881
中間純利益	百万円	2,303	1,793	2,101		
当期純利益	百万円				4,512	2,831
資本金	百万円	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
発行済株式総数	千株	10,943	10,943	10,943	10,943	10,943
純資産額	百万円	232,190	222,263	218,322	223,171	203,479
総資産額	百万円	3,202,297	3,168,460	3,585,258	3,126,383	3,231,273
預金残高	百万円	2,792,661	2,806,544	3,118,344	2,787,548	2,812,174
貸出金残高	百万円	1,793,808	1,835,084	2,360,868	1,810,840	2,070,410
有価証券残高	百万円	1,149,756	1,079,559	965,340	1,069,430	965,702
1株当たり配当額	円	45	50	50	100	100
自己資本比率	%	7.2	7.0	6.1	7.1	6.3
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	1,614 [543]	1,563 [515]	1,518 [508]	1,554 [535]	1,508 [511]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、( (中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 ) を (中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済を振り返りますと、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により企業収益が悪化し、設備投資も減少傾向にあり依然として厳しい状況にあります。輸出の増加や経済活動再開に伴う需要回復を受けて、持ち直しの動きがみられます。

愛知県を中心とした当地域につきましても、主要産業である自動車関連産業を中心に米国や中国への輸出は回復傾向にありますが、飲食業やサービス業の売上は大幅に減少しており、依然として景気の改善は緩やかなものとなっております。

なお、今後の景気につきましては、新型コロナウイルスの行方など事業環境の先行き不透明感は強いものの、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、「Go To キャンペーン事業」などの各種経済対策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されます。

金融面をみますと、日本銀行は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策」の継続と、新型コロナウイルス対応資金繰り支援特別プログラム等により、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努め、必要があれば躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じるとしております。

日経平均株価につきましては、4月初めに17,818円まで下落しましたが、緊急経済対策や経済活動再開への期待感から新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気低迷への警戒が和らぎ、22,000円台まで上昇しました。その後は、8月末にかけて安倍首相の辞任を受けて下落する局面もありましたが、感染症拡大への警戒とワクチン開発への期待等が入り交じる展開となり、期末の終値は23,185円と前期末比4,268円上昇しました。

このような状況下、当第2四半期連結累計期間の当行グループの業績は、以下のとおりとなりました。

資産の部合計は、前連結会計年度末比3,517億円増加し、3兆5,980億円となりました。うち、貸出金は、事業性貸出の増加を主因に、前連結会計年度末比2,888億円増加し、2兆3,525億円となりました。また、有価証券につきましては、前連結会計年度末比2億円減少し、9,639億円となりました。負債の部合計は、前連結会計年度末比3,364億円増加し、3兆3,733億円となりました。うち、預金につきましては、法人預金を主体に前連結会計年度末比3,059億円増加し、3兆1,147億円となりました。

純資産の部合計は2,246億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、貸出金利息や株式等売却益等は増加したものの、有価証券利息配当金や国債等債券売却益等が減少したことから、前年同期比3億52百万円減収の268億89百万円となりました。

一方、経常費用は、貸倒引当金繰入額等は増加したものの、国債等債券売却損等が減少したことから、前年同期比7億22百万円減少の238億21百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比3億70百万円増益の30億67百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比3億35百万円増益の21億93百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業の経常収益は前年同期比4億91百万円減収の224億97百万円、セグメント利益は前年同期比2億85百万円増益の28億20百万円となりました。リース業の経常収益は前年同期比1億98百万円増収の40億95百万円、セグメント利益は前年同期比95百万円増益の1億82百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収益は有価証券利息配当金等は減少したものの、貸出金利息等の増加により前年同期比4億98百万円増収の146億56百万円となり、資金調達費用が預金利息等の減少により前年同期比2億52百万円減少の2億11百万円となったため、資金運用収支は前年同期比7億51百万円増益の144億45百万円となりました。

役務取引等収支は、前年同期比2億15百万円増益の29億26百万円となりました。

また、その他業務収支は、国債等債券売却益の減少により、前年同期比81百万円減益の3億19百万円の損失となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	13,068	611	13	13,693
	当第2四半期連結累計期間	13,823	610	11	14,445
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	13,235	945	18	5 14,157
	当第2四半期連結累計期間	13,974	706	19	5 14,656
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	167	334	31	5 464
	当第2四半期連結累計期間	151	95	30	5 211
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,722	35	46	2,710
	当第2四半期連結累計期間	2,940	31	45	2,926
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	7,962	59	161	7,861
	当第2四半期連結累計期間	8,328	51	143	8,236
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	5,240	24	114	5,150
	当第2四半期連結累計期間	5,387	20	98	5,309
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	309	71	-	237
	当第2四半期連結累計期間	288	31	-	319
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	2,938	312	-	3,251
	当第2四半期連結累計期間	231	0	-	231
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	3,247	241	-	3,488
	当第2四半期連結累計期間	520	31	-	551

(注)1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は、国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 「相殺消去額( )」は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引の主たるものは、為替手数料及び代理業務手数料であります。

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は前年同期比3億75百万円増収の82億36百万円、役務取引等費用は前年同期比1億59百万円増加の53億9百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	7,962	59	161	7,861
	当第2四半期連結累計期間	8,328	51	143	8,236
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	255	-	-	255
	当第2四半期連結累計期間	672	-	-	672
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,136	58	-	1,194
	当第2四半期連結累計期間	1,080	50	-	1,130
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	75	-	-	75
	当第2四半期連結累計期間	84	-	-	84
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,991	-	-	1,991
	当第2四半期連結累計期間	1,851	-	-	1,851
うち保護預り貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	52	-	-	52
	当第2四半期連結累計期間	51	-	-	51
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	34	0	-	35
	当第2四半期連結累計期間	37	1	-	38
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	5,240	24	114	5,150
	当第2四半期連結累計期間	5,387	20	98	5,309
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	209	18	-	228
	当第2四半期連結累計期間	200	15	-	216

(注) 1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は、国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額( )」は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,782,007	24,537	2,812	2,803,732
	当第2四半期連結会計期間	3,097,315	21,028	3,608	3,114,736
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,721,504	-	2,582	1,718,922
	当第2四半期連結会計期間	2,024,989	-	3,478	2,021,511
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,050,473	-	230	1,050,243
	当第2四半期連結会計期間	1,063,514	-	130	1,063,384
うちその他	前第2四半期連結会計期間	10,029	24,537	-	34,567
	当第2四半期連結会計期間	8,812	21,028	-	29,840
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	4,100	-	-	4,100
	当第2四半期連結会計期間	4,100	-	-	4,100
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,786,107	24,537	2,812	2,807,832
	当第2四半期連結会計期間	3,101,415	21,028	3,608	3,118,836

(注) 1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は、国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 「相殺消去額( )」は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,826,952	100.0	2,352,586	100.0
製造業	317,168	17.4	391,930	16.6
農業，林業	1,419	0.1	1,510	0.1
漁業	104	0.0	96	0.0
鉱業，採石業，砂利採取業	1,239	0.1	977	0.0
建設業	128,709	7.0	173,975	7.4
電気・ガス・熱供給・水道業	31,104	1.7	35,159	1.5
情報通信業	12,917	0.7	16,394	0.7
運輸業，郵便業	80,854	4.4	105,430	4.5
卸売業，小売業	286,146	15.7	342,111	14.5
金融業，保険業	38,219	2.1	126,970	5.4
不動産業，物品賃貸業	265,801	14.5	305,567	13.0
各種サービス業	124,424	6.8	175,502	7.5
国・地方公共団体	4,579	0.3	74,708	3.2
その他	534,257	29.2	602,247	25.6
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,826,952		2,352,586	

（注）「国内」とは、当行及び連結子会社であります。



(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び借入金等の増加等により、441億35百万円の収入（前年同期比340億44百万円増加）、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の売却及び償還等により182億62百万円の収入（前年同期比250億71百万円増加）、また、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払等により5億51百万円の支出（前年同期比4億5百万円増加）となりました。

この結果、現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比618億46百万円増加し、1,966億96百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項（追加情報）」において記載しております。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当行グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した経営成績に重要な影響を与える要因に、重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当行グループにおいて、当第2四半期連結累計期間に重要な資本的支出はありません。

また、当行グループの資金の流動性については、現金及び現金同等物及び国債等の売却可能な資産を十分に保有しており、適切な水準の流動性を維持していると考えております。

(9) 新型コロナウイルス感染症の影響及び見通し

5月25日に緊急事態宣言が全面解除された後、6月下旬から再び新規感染者数が増加傾向となったものの、「Go To キャンペーン事業」などの各種経済対策の効果や海外経済の改善もあって、景気については持ち直しの動きが続くことが期待されます。もっとも新型コロナウイルスの行方など事業環境の先行き不透明感は強く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は一定程度継続するものと考えております。

このような環境におきまして、当行は、地域金融機関として、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたお客さまに対し、迅速かつきめ細やかな対応を通して、中小企業金融の円滑化に取り組み、地域経済の発展に貢献してまいります。

なお、今後の見通しについて、現時点では感染拡大の収束が見通せず、経済活動へのマイナスの影響の広がりも不透明ですが、日本銀行は、見通し期間の終盤にかけて感染症の影響が概ね収束していく想定のもと、本年度の実質GDP成長率を前年度比5.6%～5.3%の低下、2021年度は同3.0%～3.8%の上昇と予想しております。当行グループの見通しにつきましては、当事業年度において貸出金等の信用リスクへの影響や、金融市場の混乱による保有株式等の評価損の発生等を想定しておりますが、現時点では業績予想に変更はありません。引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、より合理的な算定が可能となり、当行グループの業績予想の修正が必要となった場合には、速やかに開示いたします。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	2020年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	10.23
2. 連結における自己資本の額	174,029
3. リスク・アセットの額	1,700,291
4. 連結総所要自己資本額	68,011

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	2020年9月30日
1. 単体自己資本比率(2/3)	9.94
2. 単体における自己資本の額	167,450
3. リスク・アセットの額	1,683,729
4. 単体総所要自己資本額	67,349

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	64	78
危険債権	284	301
要管理債権	43	61
正常債権	18,320	23,552

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,943,240	10,943,240	東京証券取引所市場第一部 名古屋証券取引所市場第一部	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	10,943,240	10,943,240		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名
新株予約権の数	106個（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式10,600株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年7月23日～2050年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,359円 資本組入額 1,180円
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

新株予約権証券の発行時（2020年7月22日）における内容を記載しております

（注）1．新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

2．新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、割当日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

3．新株予約権の行使の条件

（1）各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という。）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

（2）新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、次の又はに定める場合（ただし、については、下記4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が2049年7月22日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2049年7月23日から2050年7月22日

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

（3）上記（1）及び（2）は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

（4）新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

#### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することもしくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万 円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	-	10,943	-	18,000	-	13,834

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,443,300	13.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	635,400	5.91
愛知銀行従業員持株会	名古屋市中区栄三丁目14番12号	331,286	3.08
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	261,198	2.43
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2番56号	242,300	2.25
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	237,097	2.21
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	205,692	1.91
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	170,000	1.58
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	156,300	1.45
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY- PB (常任代理人 メリルリン チ日本証券株式会社 代表取 締役社長 笹田珠生)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都 中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一 丁目三井ビルディング)	140,000	1.30
計		3,822,573	35.56

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社及びJTCホールディングス株式会社が2020年7月27日付で合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は1,443,300株であります。なお、その内訳は、信託口 605,700株、信託口4 224,100株、信託口5 148,300株、信託口9 103,100株、信託口6 79,800株、三井住友信託銀行再信託分・トヨタ自動車(株)退職給付信託口 75,300株、信託口1 75,100株、信託口2 66,200株、信託口7 23,400株、信託A口 20,900株、証券投資信託口 6,700株、年金信託口 6,000株、年金特金口 5,800株、信託B口 2,900株であります。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、635,400株であります。なお、その内訳は、信託口 620,100株、退職給付信託カノークス口 15,300株であります。

(6)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 192,400	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,665,300	106,653	同上
単元未満株式	普通株式 85,540	-	-
発行済株式総数	10,943,240	-	-
総株主の議決権	-	106,653	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式が39株含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社愛知銀行	名古屋市中区栄三丁目14番12号	192,400	-	192,400	1.76
計		192,400	-	192,400	1.76

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。



## 第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 1【中間連結財務諸表】

## (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	137,615	203,392
コールローン及び買入手形	1,116	1,351
買入金銭債権	-	553
商品有価証券	1	-
有価証券	1, 8, 12 964,260	1, 8, 12 963,962
投資損失引当金	2	1
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 2,063,699	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 2,352,586
外国為替	6 2,590	6 2,404
その他資産	8 40,971	8 41,458
有形固定資産	10, 11 34,463	10, 11 34,250
無形固定資産	1,030	924
退職給付に係る資産	2,644	2,718
繰延税金資産	263	237
支払承諾見返	6,299	6,093
貸倒引当金	8,724	11,923
<b>資産の部合計</b>	<b>3,246,230</b>	<b>3,598,007</b>
<b>負債の部</b>		
預金	2,808,769	3,114,736
譲渡性預金	4,100	4,100
コールマネー及び売渡手形	8 5,441	-
債券貸借取引受入担保金	8 80,109	8 75,344
借入金	8 95,596	8 131,072
外国為替	1,382	1,268
その他負債	19,708	20,339
賞与引当金	600	601
役員賞与引当金	43	2
退職給付に係る負債	985	886
役員退職慰労引当金	40	26
睡眠預金払戻損失引当金	253	220
偶発損失引当金	1,314	1,357
繰延税金負債	7,564	12,655
再評価に係る繰延税金負債	10 4,670	10 4,668
支払承諾	6,299	6,093
<b>負債の部合計</b>	<b>3,036,879</b>	<b>3,373,374</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	18,000	18,000
資本剰余金	13,883	13,883
利益剰余金	138,933	140,555
自己株式	1,071	1,073
株主資本合計	169,746	171,366
その他有価証券評価差額金	29,589	42,872
土地再評価差額金	10 8,366	10 8,399
退職給付に係る調整累計額	2,823	2,591
その他の包括利益累計額合計	35,131	48,679
新株予約権	295	320
非支配株主持分	4,177	4,266
<b>純資産の部合計</b>	<b>209,350</b>	<b>224,633</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>3,246,230</b>	<b>3,598,007</b>

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	27,241	26,889
資金運用収益	14,157	14,656
(うち貸出金利息)	8,157	9,220
(うち有価証券利息配当金)	5,929	5,387
役務取引等収益	7,861	8,236
その他業務収益	3,251	231
その他経常収益	1,197	1,376
経常費用	24,544	23,821
資金調達費用	464	211
(うち預金利息)	233	139
役務取引等費用	5,150	5,309
その他業務費用	3,488	551
営業経費	2,13,281	2,13,366
その他経常費用	3,2,160	3,4,382
経常利益	2,696	3,067
特別利益	14	-
固定資産処分益	14	-
特別損失	38	58
固定資産処分損	14	10
減損損失	4,23	4,48
税金等調整前中間純利益	2,672	3,008
法人税、住民税及び事業税	1,056	1,641
法人税等調整額	285	903
法人税等合計	770	738
中間純利益	1,901	2,269
非支配株主に帰属する中間純利益	44	76
親会社株主に帰属する中間純利益	1,857	2,193

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益	1,901	2,269
その他の包括利益	1,647	13,530
その他有価証券評価差額金	1,769	13,298
退職給付に係る調整額	121	232
中間包括利益	254	15,800
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	203	15,708
非支配株主に係る中間包括利益	50	91

( 3 ) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	13,883	137,146	724	168,305
当中間期変動額					
剰余金の配当			596		596
親会社株主に帰属する中間純利益			1,857		1,857
自己株式の取得				351	351
自己株式の処分					
土地再評価差額金の取崩			27		27
利益剰余金から資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	1,288	351	936
当中間期末残高	18,000	13,883	138,434	1,076	169,242

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	50,729	8,304	1,956	57,077	274	4,132	229,790
当中間期変動額							
剰余金の配当							596
親会社株主に帰属する中間純利益							1,857
自己株式の取得							351
自己株式の処分							
土地再評価差額金の取崩							27
利益剰余金から資本剰余金への振替							
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,775	27	121	1,681	33	48	1,599
当中間期変動額合計	1,775	27	121	1,681	33	48	662
当中間期末残高	48,954	8,276	1,834	55,396	308	4,180	229,127

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	13,883	138,933	1,071	169,746
当中間期変動額					
剰余金の配当			537		537
親会社株主に帰属する中間純利益			2,193		2,193
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分		0		1	0
土地再評価差額金の取崩			33		33
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	0		-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	1,621	1	1,619
当中間期末残高	18,000	13,883	140,555	1,073	171,366

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	29,589	8,366	2,823	35,131	295	4,177	209,350
当中間期変動額							
剰余金の配当							537
親会社株主に帰属する中間純利益							2,193
自己株式の取得							3
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							33
利益剰余金から資本剰余金への振替							
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	13,282	33	232	13,548	24	89	13,663
当中間期変動額合計	13,282	33	232	13,548	24	89	15,282
当中間期末残高	42,872	8,399	2,591	48,679	320	4,266	224,633

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	2,672	3,008
減価償却費	779	747
減損損失	23	48
貸倒引当金の増減( )	841	3,198
投資損失引当金の増減額( は減少)	5	0
賞与引当金の増減額( は減少)	10	1
役員賞与引当金の増減額( は減少)	36	41
退職給付に係る資産の増減額( は増加)	7	207
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	25	46
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	4	14
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	43	32
偶発損失引当金の増減額( は減少)	31	43
資金運用収益	14,157	14,656
資金調達費用	464	211
有価証券関係損益( )	1,014	2,727
為替差損益( は益)	1,290	1,158
固定資産処分損益( は益)	0	10
商品有価証券の純増( )減	-	1
貸出金の純増( )減	22,585	288,886
預金の純増減( )	20,054	305,966
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	1,357	35,476
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	5,182	3,930
コールローン等の純増( )減	216	776
コールマネー等の純増減( )	10,142	5,441
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	25,108	4,764
外国為替(資産)の純増( )減	211	185
外国為替(負債)の純増減( )	76	114
資金運用による収入	15,079	15,039
資金調達による支出	633	287
その他	374	1,371
小計	11,413	44,956
法人税等の支払額	1,322	821
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,091	44,135
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	230,012	150,697
有価証券の売却による収入	174,207	100,161
有価証券の償還による収入	49,326	69,209
有形固定資産の取得による支出	321	381
有形固定資産の売却による収入	105	32
無形固定資産の取得による支出	113	61
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,809	18,262
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	6	9
自己株式の取得による支出	351	3
自己株式の売却による収入	-	0
配当金の支払額	596	537
非支配株主への配当金の支払額	2	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	957	551
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	2,324	61,846
現金及び現金同等物の期首残高	185,930	134,849
現金及び現金同等物の中間期末残高	188,254	196,696

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

会社名

愛銀ビジネスサービス株式会社

愛銀リース株式会社

株式会社愛銀ディーシーカード

愛銀コンピュータサービス株式会社

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。



すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

連結子会社は、役員賞与引当金について、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の執行役員及び連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当行の執行役員及び連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金（保証負担損失引当金）は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後一定程度継続すると想定しております。この期間において貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、政府や自治体の経済対策等の効果を踏まえ、与信費用の増加は多額とはならないとの仮定において貸倒引当金を算定しております。

なお、当該仮定は不確定であり、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響が変化した場合には、当連結会計年度以降の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
2,009百万円	1,975百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	1,503百万円	3,301百万円
延滞債権額	32,334百万円	33,958百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	1,228百万円	1,569百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,117百万円	4,547百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	39,183百万円	43,377百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
18,433百万円	14,038百万円

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
2,743百万円	2,751百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	179,646百万円	224,104百万円
担保資産に対応する債務		
コールマネー及び売渡手形	5,441百万円	- 百万円
債券貸借取引受入担保金	80,109百万円	75,344百万円
借入金	84,835百万円	122,249百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	630百万円	626百万円

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
金融商品等差入担保金	4百万円	- 百万円
保証金	389百万円	388百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	577,109百万円	608,393百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	577,109百万円	608,393百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に

応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	24,202百万円	24,389百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	29,868百万円	31,243百万円

（中間連結損益計算書関係）

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
偶発損失引当金戻入益	31百万円	-百万円
償却債権取立益	3百万円	2百万円
株式等売却益	1,840百万円	3,668百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給与・手当	5,916百万円	5,780百万円
土地建物機械賃借料	1,452百万円	1,443百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	880百万円	3,224百万円
偶発損失引当金繰入額	-百万円	43百万円
株式等売却損	703百万円	503百万円
株式等償却	118百万円	145百万円

4. 資産の用途変更や継続的な地価の下落等により、次の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を次のとおり減損損失として特別損失に計上しております。

		前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)				
区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	
稼働 資産	愛知県内	営業店舗 等 1 か店	土地及び建 物動産等	19	営業店舗 等 2 か店	土地及び建 物動産等	42	
			(うち土地)	14)			(うち土地)	37)
			(うち建物等)	5)			(うち建物等)	5)
			(うち動産等)	-)	(うち動産等)	-)		
	愛知県外	営業店舗 等 1 か店	土地及び建 物動産等	4	営業店舗 等 0 か店	土地及び建 物動産等	-	
			(うち土地)	-)			(うち土地)	-)
(うち建物等)			4)	(うち建物等)			-)	
		(うち動産等)	-)	(うち動産等)	-)			
遊休 資産 等	愛知県内	遊休資産 0 か所	土地及び建 物動産等	-	遊休資産 1 か所	土地及び建 物動産等	6	
			(うち土地)	-)			(うち土地)	5)
			(うち建物等)	-)			(うち建物等)	0)
		(うち動産等)	-)	(うち動産等)	-)			
合計				23			48	
			(うち土地)	14)		(うち土地)	43)	
			(うち建物等)	9)		(うち建物等)	5)	
			(うち動産等)	-)		(うち動産等)	-)	

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

また、遊休資産については各々1つの単位として取り扱っております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,943	-	-	10,943	
合計	10,943	-	-	10,943	
自己株式					
普通株式	95	94	-	190	(注)
合計	95	94	-	190	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加94千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加94千株及び単元未満株式の買取0千株による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			-			308	
合計				-			308	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	596	55	2019年3月31日	2019年6月24日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	537	その他利益剰余金	50	2019年9月30日	2019年12月9日

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,943	-	-	10,943	
合計	10,943	-	-	10,943	
自己株式					
普通株式	191	1	0	192	（注）
合計	191	1	0	192	

- （注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取による増加1千株であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		-				320	
合計			-				320	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	537	50	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	537	その他利益剰余金	50	2020年9月30日	2020年12月7日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
現金預け金勘定	196,245百万円	203,392百万円
銀行預け金(日銀預け金を除く)	7,990百万円	6,695百万円
現金及び現金同等物	188,254百万円	196,696百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

・所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

什器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年 9月30日)
1年内	101	99
1年超	1,461	1,567
合計	1,562	1,666



(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

・所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース投資資産に係るリース料債権部分の金額、見積残存価額部分の金額及び受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
リース料債権部分の金額	18,397	17,863
見積残存価額部分の金額	814	809
受取利息相当額	1,590	1,500
リース投資資産	17,622	17,173

リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年以内	4,833	4,845
1年超2年以内	4,195	4,142
2年超3年以内	3,419	3,387
3年超4年以内	2,591	2,576
4年超5年以内	1,783	1,585
5年超	1,574	1,326

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	137,615	137,615	-
(2) コールローン及び買入手形	1,116	1,116	-
(3) 買入金銭債権	-	-	-
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	1	1	-
(5) 有価証券			
其他有価証券	961,807	961,807	-
(6) 貸出金	2,063,699		
貸倒引当金(*1)	7,721		
	2,055,977	2,089,604	33,626
資産計	3,156,519	3,190,145	33,626
(1) 預金	2,808,769	2,808,796	26
(2) 譲渡性預金	4,100	4,100	-
(3) コールマネー及び売渡手形	5,441	5,441	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	80,109	80,109	-
(5) 借入金	95,596	95,603	6
負債計	2,994,016	2,994,049	33
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(64)	(64)	-
デリバティブ取引計	(64)	(64)	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	203,392	203,392	-
(2) コールローン及び買入手形	1,351	1,351	-
(3) 買入金銭債権	553	553	-
(4) 商品有価証券 売買目的有価証券	-	-	-
(5) 有価証券 其他有価証券	961,339	961,339	-
(6) 貸出金 貸倒引当金（*1）	2,352,586 10,993		
	2,341,592	2,393,030	51,437
資産計	3,508,228	3,559,665	51,437
(1) 預金	3,114,736	3,114,790	54
(2) 譲渡性預金	4,100	4,100	-
(3) コールマネー及び売渡手形	-	-	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	75,344	75,344	-
(5) 借入金	131,072	131,237	164
負債計	3,325,253	3,325,472	219
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていない もの	59	59	-
デリバティブ取引計	59	59	-

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、中間連結決算日（連結決算日）における満期日までの残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの利率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、中間連結決算日（連結決算日）における満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

中間連結決算日（連結決算日）における満期日までの残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの利率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、中間連結決算日（連結決算日）における満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付や担保・保証による回収見込額等に基づいて算定した、キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク等）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を、無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、中間連結決算日（連結決算日）における償還期限までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、法人向けの取引については、内部格付や担保・保証による回収見込額等に基づいて算定した、キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク等）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を、無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。個人向けの取引については、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、中間連結決算日（連結決算日）における貸出期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、中間連結決算日（連結決算日）における預入満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 債券貸借取引受入担保金、及び(5) 借入金

中間連結決算日（連結決算日）における満期日までの残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの利子率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、中間連結決算日（連結決算日）における満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（5）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式（*1）（*2）	1,525	1,525
その他の証券（*1）	927	1,098
合 計	2,452	2,623

( \* 1 ) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

( \* 2 ) 前連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理はありません。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	88,114	39,657	48,457
	債券	369,478	366,052	3,425
	国債	74,694	74,248	445
	地方債	104,674	103,765	909
	社債	190,108	188,038	2,070
	外国債券	24,018	23,692	325
	その他	42,558	39,057	3,500
	小計	524,169	468,460	55,709
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	16,270	19,082	2,811
	債券	243,674	244,742	1,068
	国債	19,962	20,110	148
	地方債	55,186	55,548	362
	社債	168,525	169,083	557
	外国債券	49,024	49,760	736
	その他	128,669	137,891	9,222
	小計	437,638	451,476	13,838
合計		961,807	919,937	41,870

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	106,540	49,397	57,142
	債券	392,712	389,501	3,211
	国債	67,752	67,424	328
	地方債	122,111	121,261	850
	社債	202,847	200,815	2,032
	外国債券	50,640	49,313	1,326
	その他	108,620	101,695	6,924
	小計	658,513	589,909	68,604
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,648	13,312	1,663
	債券	182,613	183,553	939
	国債	25,639	26,078	438
	地方債	41,788	41,965	176
	社債	115,185	115,509	323
	外国債券	28,980	29,240	259
	その他	80,136	84,792	4,656
	小計	303,378	310,898	7,519
合計		961,892	900,807	61,084

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、707百万円（うち、株式397百万円、債券310百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、145百万円（うち、株式145百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があるものと認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

( 金銭の信託関係 )  
該当事項はありません。

( その他有価証券評価差額金 )

中間連結貸借対照表 ( 連結貸借対照表 ) に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 ( 2020年 3月31日現在 )

	金額 ( 百万円 )
評価差額	41,870
その他有価証券	41,870
( ) 繰延税金負債	12,250
その他有価証券評価差額金 ( 持分相当額調整前 )	29,620
( ) 非支配株主持分相当額	30
その他有価証券評価差額金	29,589

当中間連結会計期間 ( 2020年 9月30日現在 )

	金額 ( 百万円 )
評価差額	61,084
その他有価証券	61,084
( ) 繰延税金負債	18,166
その他有価証券評価差額金 ( 持分相当額調整前 )	42,918
( ) 非支配株主持分相当額	45
その他有価証券評価差額金	42,872

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約	30,302		64	64
	売建	27,018		115	115
	買建	3,283		50	50
合 計				64	64

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約	35,345		59	59
	売建	33,763		47	47
	買建	1,581		12	12
合 計				59	59

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業経費	33百万円	24百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 9,500株
付与日	2019年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年7月20日~2049年7月19日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	3,523円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 10,600株
付与日	2020年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2020年7月23日~2050年7月22日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	2,358円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)  
【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。

したがって、当行グループは、金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、為替業務、投資信託及び生命保険商品の窓口販売業務並びに証券業務等を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	22,926	3,785	26,712	528	27,241	-	27,241
セグメント間の内 部経常収益	61	111	173	154	327	327	-
計	22,988	3,897	26,886	683	27,569	327	27,241
セグメント利益	2,535	87	2,622	77	2,699	2	2,696
セグメント資産	3,164,994	24,390	3,189,384	5,661	3,195,046	11,530	3,183,516
セグメント負債	2,946,308	18,672	2,964,980	939	2,965,920	11,531	2,954,389
その他の項目							
減価償却費	685	85	771	8	779	-	779
資金運用収益	14,146	9	14,155	20	14,175	18	14,157
資金調達費用	462	31	494	1	496	31	464
貸倒引当金繰入額	851	0	851	28	880	0	880
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	428	93	522	6	528	-	528

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代行業及び電算機による業務処理等事業であります。

3. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	22,435	3,999	26,435	453	26,889	-	26,889
セグメント間の内 部経常収益	61	96	158	144	303	303	-
計	22,497	4,095	26,593	598	27,192	303	26,889
セグメント利益	2,820	182	3,002	67	3,069	2	3,067
セグメント資産	3,580,656	24,162	3,604,819	5,658	3,610,477	12,469	3,598,007
セグメント負債	3,366,679	18,323	3,385,002	843	3,385,845	12,471	3,373,374
その他の項目							
減価償却費	671	67	739	8	747	-	747
資金運用収益	14,648	8	14,657	18	14,675	19	14,656
資金調達費用	209	31	240	1	241	30	211
貸倒引当金繰入額	3,269	44	3,225	0	3,225	0	3,224
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	440	2	442	0	443	-	443

（注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代行業及び電算機による業務処理等事業であります。

3．調整額は、セグメント間取引消去であります。

4．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	8,423	11,077	3,785	3,953	27,241

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、有形固定資産の所在地が国内のため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	9,906	9,353	3,999	3,629	26,889

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、有形固定資産の所在地が国内のため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	23	-	23	-	23

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	48	-	48	-	48

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 ( 2020年 3月31日 )	当中間連結会計期間 ( 2020年 9月30日 )
1株当たり純資産額	円	19,055.59	20,467.87
( 算定上の基礎 )			
純資産の部の合計額	百万円	209,350	224,633
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	4,472	4,587
うち新株予約権	百万円	295	320
うち非支配株主持分	百万円	4,177	4,266
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	204,877	220,046
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	10,751	10,750

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 ( 自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日 )	当中間連結会計期間 ( 自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日 )
(1) 1株当たり中間純利益	円	172.12	204.01
( 算定上の基礎 )			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,857	2,193
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,857	2,193
普通株式の期中平均株式数	千株	10,791	10,751
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	171.23	202.81
( 算定上の基礎 )			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	56	63
うち新株予約権	千株	56	63
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 3【中間財務諸表】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	137,570	203,340
コールローン	1,116	1,351
買入金銭債権	-	553
商品有価証券	1	-
有価証券	1, 2, 9, 11 965,702	1, 2, 9, 11 965,340
投資損失引当金	2	1
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 2,070,410	3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 2,360,868
外国為替	7 2,590	7 2,404
その他資産	14,451	15,891
その他の資産	9 14,451	9 15,891
有形固定資産	34,176	33,985
無形固定資産	938	846
前払年金費用	5,728	5,567
支払承諾見返	6,299	6,093
貸倒引当金	7,710	10,980
資産の部合計	3,231,273	3,585,258
<b>負債の部</b>		
預金	2,812,174	3,118,344
譲渡性預金	4,100	4,100
コールマネー	9 5,441	-
債券貸借取引受入担保金	9 80,109	9 75,344
借入金	9 84,854	9 122,262
外国為替	1,382	1,268
その他負債	17,724	18,865
未払法人税等	396	1,149
リース債務	303	365
資産除去債務	193	194
その他の負債	16,830	17,155
賞与引当金	585	587
役員賞与引当金	41	-
役員退職慰労引当金	33	24
睡眠預金払戻損失引当金	253	220
偶発損失引当金	1,314	1,357
繰延税金負債	8,808	13,797
再評価に係る繰延税金負債	4,670	4,668
支払承諾	6,299	6,093
負債の部合計	3,027,793	3,366,935



(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	18,000	18,000
資本剰余金	13,834	13,834
資本準備金	13,834	13,834
利益剰余金	134,517	136,047
利益準備金	5,392	5,392
その他利益剰余金	129,124	130,655
買換資産圧縮積立金	434	434
別途積立金	125,280	127,280
繰越利益剰余金	3,410	2,940
自己株式	1,071	1,073
株主資本合計	165,280	166,808
その他有価証券評価差額金	29,538	42,794
土地再評価差額金	8,366	8,399
評価・換算差額等合計	37,904	51,193
新株予約権	295	320
純資産の部合計	203,479	218,322
負債及び純資産の部合計	3,231,273	3,585,258

( 2 ) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	22,988	22,496
資金運用収益	14,146	14,648
(うち貸出金利息)	8,161	9,226
(うち有価証券利息配当金)	5,915	5,373
役務取引等収益	3,605	3,828
その他業務収益	3,248	229
その他経常収益	<sup>1</sup> 1,988	<sup>1</sup> 3,791
経常費用	20,450	19,672
資金調達費用	462	209
(うち預金利息)	233	139
役務取引等費用	1,483	1,489
その他業務費用	3,488	551
営業経費	<sup>2</sup> 12,917	<sup>2</sup> 13,033
その他経常費用	<sup>3</sup> 2,097	<sup>3</sup> 4,388
経常利益	2,538	2,823
特別利益	14	-
特別損失	35	59
税引前中間純利益	2,517	2,764
法人税、住民税及び事業税	998	1,570
法人税等調整額	275	907
法人税等合計	723	663
中間純利益	1,793	2,101

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					買換資産 圧縮積立 金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	18,000	13,834	-	13,834	5,392	434	122,280	4,722	132,829
当中間期変動額									
剰余金の配当								596	596
中間純利益								1,793	1,793
自己株式の取得									
自己株式の処分									
土地再評価差額金の取崩								27	27
別途積立金の積立							3,000	3,000	-
利益剰余金から資本剰余金への振替									
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,000	1,774	1,225
当中間期末残高	18,000	13,834	-	13,834	5,392	434	125,280	2,947	134,055

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	724	163,939	50,653	8,304	58,957	274	223,171
当中間期変動額							
剰余金の配当		596					596
中間純利益		1,793					1,793
自己株式の取得	351	351					351
自己株式の処分							
土地再評価差額金の取崩		27					27
別途積立金の積立							
利益剰余金から資本剰余金への振替							
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			1,787	27	1,814	33	1,781
当中間期変動額合計	351	873	1,787	27	1,814	33	907
当中間期末残高	1,076	164,812	48,866	8,276	57,142	308	222,263

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	18,000	13,834	-	13,834	5,392	434	125,280	3,410	134,517
当中間期変動額									
剰余金の配当								537	537
中間純利益								2,101	2,101
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
土地再評価差額金の取崩								33	33
別途積立金の積立							2,000	2,000	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,000	469	1,530
当中間期末残高	18,000	13,834	-	13,834	5,392	434	127,280	2,940	136,047

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,071	165,280	29,538	8,366	37,904	295	203,479
当中間期変動額							
剰余金の配当		537					537
中間純利益		2,101					2,101
自己株式の取得	3	3					3
自己株式の処分	1	0					0
土地再評価差額金の取崩		33					33
別途積立金の積立							
利益剰余金から資本剰余金への振替		-					
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			13,255	33	13,289	24	13,314
当中間期変動額合計	1	1,528	13,255	33	13,289	24	14,842
当中間期末残高	1,073	166,808	42,794	8,399	51,193	320	218,322

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金（保証負担損失引当金）は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後一定程度継続すると想定しております。この期間において貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、政府や自治体の経済対策等の効果を踏まえ、与信費用の増加は多額とはならないとの仮定において貸倒引当金を算定しております。

なお、当該仮定は不確定であり、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響が変化した場合には、当事業年度以降の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
株式	1,798百万円	1,798百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	2,009百万円	1,975百万円

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	1,492百万円	3,290百万円
延滞債権額	32,316百万円	33,941百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	1,228百万円	1,569百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,117百万円	4,547百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	39,154百万円	43,348百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
18,433百万円	14,038百万円

8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
2,743百万円	2,751百万円

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	179,646百万円	224,104百万円
担保資産に対応する債務		
コールマネー	5,441百万円	-百万円
債券貸借取引受入担保金	80,109百万円	75,344百万円
借入金	84,835百万円	122,249百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	630百万円	626百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
金融商品等差入担保金	4百万円	-百万円
保証金	367百万円	366百万円

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	576,495百万円	607,969百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	576,495百万円	607,969百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の



担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
29,868百万円	31,243百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
偶発損失引当金戻入益	31百万円	-百万円
償却債権取立益	3百万円	1百万円
株式等売却益	1,840百万円	3,668百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	549百万円	515百万円
無形固定資産	135百万円	154百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	851百万円	3,269百万円
偶発損失引当金繰入額	-百万円	43百万円
株式等売却損	703百万円	503百万円
株式等償却	118百万円	145百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
子会社株式	1,798	1,798
関連会社株式	-	-
合計	1,798	1,798

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【その他】

中間配当

2020年11月13日開催の取締役会において、第112期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額            537百万円  
1株当たりの中間配当金    50円00銭

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

株式会社愛知銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福井 淳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 昌紀

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛知銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛知銀行及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

株式会社愛知銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福井 淳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 昌紀

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛知銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第112期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛知銀行の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。